長生村イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長生村を広く村内外にアピールし、イメージアップを図るために制定した長生村イメージキャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、村が定めたキャラクターの基本 デザイン (別図) 及び村長が別に定める展開デザインとし、その名称は「太 陽くん」とする。

(デザインの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、村に属する。

(使用の許可等)

- 第4条 キャラクターの使用を申請する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ長生村イメージキャラクター使用許可申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を村長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 国、県、村及びその関係機関が公用で使用するとき。
  - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特に認めたとき。
- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、長生村イメージキャラクター使用許可・不許可通知書(別記第2号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可をする場合において、 必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用の制限)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものと する。
  - (1) 村の信用及び品位を害し、又はキャラクターの制定の趣旨に反すると認められるとき。
  - (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
  - (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用すると認められるとき。
  - (4) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。

- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が使用について不適当と認めるとき。 (使用上の遵守事項)
- 第7条 第4条第2項の規定によりキャラクターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) キャラクターの使用の許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
  - (2) 村で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること(村長が変更を認めた場合を除く。)。
  - (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
  - (4) キャラクターの使用に際し、村が貸し出した物件を期限までに返還すること。
  - (5) キャラクターの使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに村長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるものの提出をもって代えることができる。
  - (6) キャラクターを商標、意匠等の登録出願を行わないこと。 (使用許可の変更等)
- 第8条 使用者は、キャラクターの使用の許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長生村イメージキャラクター使用許可変更申請書(別記第3号様式)を村長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速や かにその可否を決定し、長生村イメージキャラクター変更使用許可・不許可 通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 第6条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。 (使用許可の取消し等)
- 第9条 村長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、 キャラクターの使用の許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知する ものとする。
  - (1) この要綱の定める事項に違反していると認められるとき。
  - (2) 使用の許可の条件に違反していると認められるとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたと認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が不適当と認めるとき。
- 2 村長は、前項の規定により、使用の許可を取り消したときは、長生村イメ

- ージキャラクター使用許可取消通知書(別記第5号様式)により使用者に通知するものとする。
- 3 使用の許可を取り消された者が、取消しによって損害を受けることがあっても、村は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより 村に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この告示は、平成23年8月15日から施行する。